

によって凶器と化するものがたくさんあります。

家を守る

自分の命を守れても、家がなければ、生活再建への道のりは遠いものになります。

例えば、あなたの家が全壊してしまつたら。被災直後には避難所生活を送ることになり、応急仮設住宅に入つたとしてもその期間は原則2年間。新しく家を建てたり引越したりすれば、金銭面での負担は大きく、周囲の人も変わり関係性も変わります。また、自宅で自営している人に関しては、同時に職を失うことにつながります。家がなくなれば、非常に多くのお金と労力と時間を消費します。

起つてから後悔しないために

大地震が起こる「その日」、自分や家族の身を守るのは、常日頃からの備えです。

「ここまでやれば大丈夫」ということがないのが防災。地震の揺れから命を守る環境を作ること、被災後も変わらない生活を送れるように備えておくこと。一人一人の意識が、一人一人を救うことにつながります。■

家を守る Action

耐震化・防火

今お住まいの家は昭和56年(1981)5月31日以前に建てたものではないですか?建築基準法施行令改正以前に建築された建物は、大地震への安全性が低いといわれています。

和歌山県では、平成12年5月31日以前に着工された木造住宅・昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅について、耐震診断・補強設計・耐震改修の補助を行っています。

耐震改修や立て替えが難しい場合には、耐震ベッドや耐震シェルターの導入の検討を。家が倒壊しても、命は守れる可能性が高くなります。

震災時の火災の原因は通電火災・ガス漏れ火災・石油ストーブによる出火です。住宅用火災警報器や感震ブレーカーなどを設置しましょう。

命を守る Action

地域を知る

自分の家や職場に近い避難先や安全な場所を確認しておくこと。また、地震以外にも災害は多く起こります。避難経路の確認時には、



ハザードマップで自分が住んでいる場所の浸水や土砂災害の危険性などを一緒に確認しておく、他の機会にも生かれます。

また、隣近所の人とあいさつを交わすのも立派な防災。被災時には助け合いが必須です。阪神・淡路大震災では、生き埋めや閉じ込められた後に救助された人のうち、約3割が友人や隣人に救助されたというデータもあります。日頃からのあいさつや自主防災組織の防災訓練などに参加することで、近所との付き合いも広がります。

今できることを
今やろう